

## 会議の公開及び議事録について

### 1 会議の公開の取扱い

- (1) 千葉市病院事業のあり方検討委員会は原則として公開とする。
- (2) ただし、会議の全部又は一部を非公開とする必要がある場合は、委員長がその旨を決定するものとする。

### 2 議事録

会議の議事録は、事務局が作成した議事録案を出席委員が確認し、委員長が承認することにより確定するものとする。

#### 【参 考】

##### ●千葉市情報公開条例（抜粋）

##### （会議の公開）

第 25 条 実施機関に置く附属機関は、その会議を公開するものとする。

ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであつて、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

##### ●千葉市の附属機関の会議公開制度の概要

市政運営の透明性を高めるために、市の附属機関（審議会、審査会など）に、その会議を公開して開催することを義務づける制度

- ・会議の公開は、会議の傍聴を希望する方に会議の傍聴を認めることにより行う。
- ・附属機関は、会議の公開・非公開にかかわらず、議事録を作成し、不開示情報が記録されている部分を除いて、会議資料とともにこれを公表するよう努めなければならない。